

高南「教育権」訴訟を支える会規約

第1条（名称） 本会は、「廃校条例の取消等を求める高南『教育権』訴訟を支える会」と称する。会の略称は、「高南『教育権』訴訟を支える会」とする。

第2条（所在地） 本会の事務所を高槻市内に置く（所在地：高槻市真上5 8 22）。

第3条（目的） 大阪府立高槻南高等学校を廃校にするとの2002年12月17日の大阪府条例の取消等を求める裁判闘争を支援するためにあらゆる活動を行うことを目的とする。

第4条（活動） 本会は第3条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 広報啓発活動の企画と調整、推進にかかわること。
2. 裁判闘争・教育運動・集会・諸会議等の企画と調整、推進にかかわること。
3. 会員の拡大と会員間の連絡と活動調整、および情報提供。
4. 募金活動の推進と調整
5. 本会の目的に賛同する市民、諸団体、および教育諸機関との活動協力の推進
6. その他、目的の達成に必要な諸活動の実施。

第5条（会員）

1. 本会員は、会の目的に賛同するものによって構成される。
2. 本会の目的に賛同するものであれば、所定の会費を収めることにより会員になることができる。尚、一旦収められた会費は、理由の如何目的に定める活動推進のためを問わず返却しない。

第6条（会費） 会費は、一人あたり年間 円（一口）とする。家族会員はその半額とする。

第7条（財政） 本会の財政は、会費、活動推進のための寄付金、バザー等の事業収入でまかなうものとする。

第8条（総会） 総会は、本会の最高意思決定機関であり、毎年度一回開催する。総会規程は別途定める。総会開催までの期間は、第9条に定める役員会が本会の目的達成にかかわる事項について責任執行し、総会において承認を求める。

第9条（役員） 本会に次の役員をおく。任期は1年とし、再選は妨げない。

代表委員	若干名
事務局長	1名
事務局員	若干名
会計	2名

その他、必要に応じて役員を設けるものとする。

第10条（代表委員会） 代表委員会は、裁判闘争を支える各分野を代表する代表委員により構成され、本会の具体的な活動内容の策定を行い、その執行に責任を持つ。代表委員会は、会を代表する会長、及び副会長を選任することができ、その選出は代表委員会の総意による。事務局長は代表委員の中から選出する。会の開催は、会の合意と会員の要請によって、必要の都度開催する。また会は、目的に定める活動推進のため原告団・同父母の会・関係団体と協議のための運営委員会を、必要の都度、適宜開催する。

第11条（規約外事項） 本規約に定められていない事項にかかわる問題が生じた場合は、役員会の合意により同会が責任執行し、次期総会で承認を求める。

付則 制定 2003年3月28日